

## 長岡西陵スポーツクラブ 諸経費細則

### (目的)

#### 第1条

この細則は、長岡西陵スポーツクラブ会則（以下、「会則」という。）の規定に基づき、会員が支払う諸経費について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (月会費)

#### 第2条

1 会員が支払う月会費は別表1のとおりとする。ただし、クラブと会員とが合意した場合はこの限りでない。

2 各月の月会費は、利用月の初日以降に請求する。納入期日は、請求日から起算して10日後以降の日であって、請求時に通知した日とする。ただし、クラブと会員とが合意した場合はこの限りでない。

### (年会費)

#### 第3条

1 会員は、前条で定める月会費のほか、別表2のとおり年会費を支払う。

2 年会費は4月分の月会費の納入日と同日に支払うものとする。なお、5月1日から翌3月31日の間に入会した会員の年会費は、初回の月会費の納入日と同日に支払うものとする。

### (その他の費用)

#### 第4条

本クラブは、クラブの活動に必要なその他の費用について、事前に会員から同意を得ることで、随時徴収することができる。なお、その他の費用の納入方法および時期については、都度決定し、会員へ通知するものとする。

### (年間標準利用可能回数)

#### 第5条

会則第5条第8号の規定に基づく年間標準利用可能回数は別表3のとおりとする。

### (月会費減免制度)

#### 第6条

1 会員の紹介により、本クラブに入会した者がいた場合、紹介した会員および

入会した会員ともに、入会した会員の利用開始日が属する月の月会費を免除する。

2 生計を一にする会員は、ともに月会費を 1,000 円割り引く。ただし、月会費が 5,000 円未満の会員については、月会費を 500 円割り引く。

3 ひとり親世帯の会員は、月会費を 1,000 円割り引く。ただし、月会費が 5,000 円未満の会員については、月会費を 500 円割り引く。なお、ひとり親世帯とは、児童扶養手当受給者のいる世帯をいう。

4 1号から3号の減免制度は重複して適用せず、最も月会費が少なくなる制度を適用するものとする。

5 このほか、本クラブと会員が合意することにより、月会費を含む諸経費を減免することができる。

別表 1

| 会員種別                  | 学年            | 金額      |
|-----------------------|---------------|---------|
| こども運動教室 “プレスポ”        | 年少児～年長児       | 4,500 円 |
| サッカースクール              | 年少児～年長児       | 4,500 円 |
|                       | 小学 1 年生～ 6 年生 | 5,500 円 |
| 算数教室                  | 小学 2 年生～ 3 年生 | 4,000 円 |
|                       | 小学 4 年生～ 6 年生 | 6,000 円 |
| スポーツスクール・算数教室併用 (合計額) | 小学 2 年生～ 3 年生 | 7,500 円 |
|                       | 小学 4 年生～ 6 年生 | 8,500 円 |

別表 2

| 会員種別 | 金額      |
|------|---------|
| 全会員  | 5,000 円 |

別表 3

| 事業種別           | 頻度    | 年間標準利用可能回数 |
|----------------|-------|------------|
| こども運動教室 “プレスポ” | 週 1 回 | 42 回       |
| サッカースクール       | 週 1 回 | 42 回       |
| 算数教室           | 週 1 回 | 42 回       |